

消防予第 60 号
平成 5 年 2 月 10 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

火災予防条例準則の運用について(通知)

火災予防条例準則(以下「準則」という。)における、厨房設備に付属する天蓋に設けるグリス除去装置に関する規定の運用については、「改正火災予防条例準則の運用について」(平成 3 年 10 月 8 日付け消防予第 206 号予防課長通知)において示したところであるが、厨房設備及び調理用器具とグリス除去装置との火災予防上安全な距離の運用等については、下記事項に十分留意のうえ、適正を期するよう貴管下市町村をご指導願いたい。

記

1 厨房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離

油脂分を排気中より除去するグリス除去装置は油脂分を付着する等の特性から火災予防の上で火源より距離を保有して設置する必要がある。

したがって、気体燃料を使用する厨房設備の上方に設置される天蓋に付属されるグリス除去装置との「火災予防上安全な距離」(準則第 3 条の 4 第 2 項において準用する準則第 3 条第 1 項第 1 号にいう。)は、一般の家庭(専用住宅、共同住宅及び併用住宅等の住宅部分をいう。)の厨房及びそれ以外の厨房の区分により、次の距離をもって運用すること。

ただし、フライヤー、グリドルのうち、火源が露出せず、自動温度調節装置及び加熱防止装置が設けられており、油温、熱板温度等が発火危険に至らない構造の設備に設けるものにあってはこれによらないことができる。

(1) 一般の家庭の厨房におけるもの

グリス除去装置 ＼ 厨房設備	レンジフードファン付属の グリスフィルター(注 1)	左記以外 のもの
準則別表第 3 及び第 4 が適用されるもの	80 cm 以上	100 cm 以上
特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等(注 2)	60 cm 以上	80 cm 以上
上記以外のもの	100 cm 以上	

(注1) 「レンジフードファン」とは、電気用品取締法施行令別表第1、9(1)に規定する換気扇で、機体の一部を天蓋とした風量15m³/分以下のものをいう。

(注2) 特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等上記表中でいう特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等とは、こんろ等(日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したもの)のうちで、次の(1)から(4)までの基準に適合するものをいう。

(1) すべてのこんろバーナーに以下の機能を有する調理油過熱防止装置が設置されていること。

(ア) 調理油量の温度が上昇した場合にあっても300°Cを超えない範囲で、バーナーを消火する機能を有するものであること。(調理油量は200m^l以上とする。)

(イ) 調理油過熱防止装置の感熱部に損傷等の異常が生じた場合にも安全性が損なわれないものであること。

(2) 調理モードの切換えができるものにあつては、次によること。

前(1)に適合する調理油過熱防止装置が作動しないモードに設定できるものにあつては、使用者の明確な意識なしにそれらのモード設定がされないこと。

(3) すべてのこんろバーナーに、立消え安全装置が装着されていること。

(4) 調理油量、鍋材質その他使用上の注意事項が、取扱い説明書に記載されること。

(注3) 特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等の欄を適用する際は排気方式が各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式である場合に限り適用し、その他の場合は別表第3及び別表第4が適用されるものの欄を適用する。

(2) 一般の家庭以外の厨房におけるもの

グリス除去装置 ／ 厨房設備	グリスエクストラクタ －	左記以外のもの
準則別表第3及び第4が適用されるもの	45 cm以上	100 cm以上
上記以外のもの		120 cm以上
ブロイラー等多量の油脂を発生するもの		

2 調理用器具とグリス除去装置の火災予防上安全な距離等

調理用器具については、天蓋の構造等に関する規定は設けられていないが、調理用器具のうち卓上型こんろ等が天蓋の下において使用される場合にあっては、当

該天蓋の構造について、厨房設備に付属する天蓋の基準に準じたものとなるよう指導するとともに、卓上型こんろ等とグリス除去装置の「火災予防上安全な距離」(準則第20条第3項において準用する準則第18条第1項第1号にいう)は、「厨房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離」に準じて運用すること。

3 ガス機器防火性能評定品の取扱いについて

ガス機器防火性能評定委員会(事務局:財団法人日本ガス機器検査協会)において評定し、別図の表示がなされたものは、1、(1)でいう特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等として取り扱うこととする。

別図

